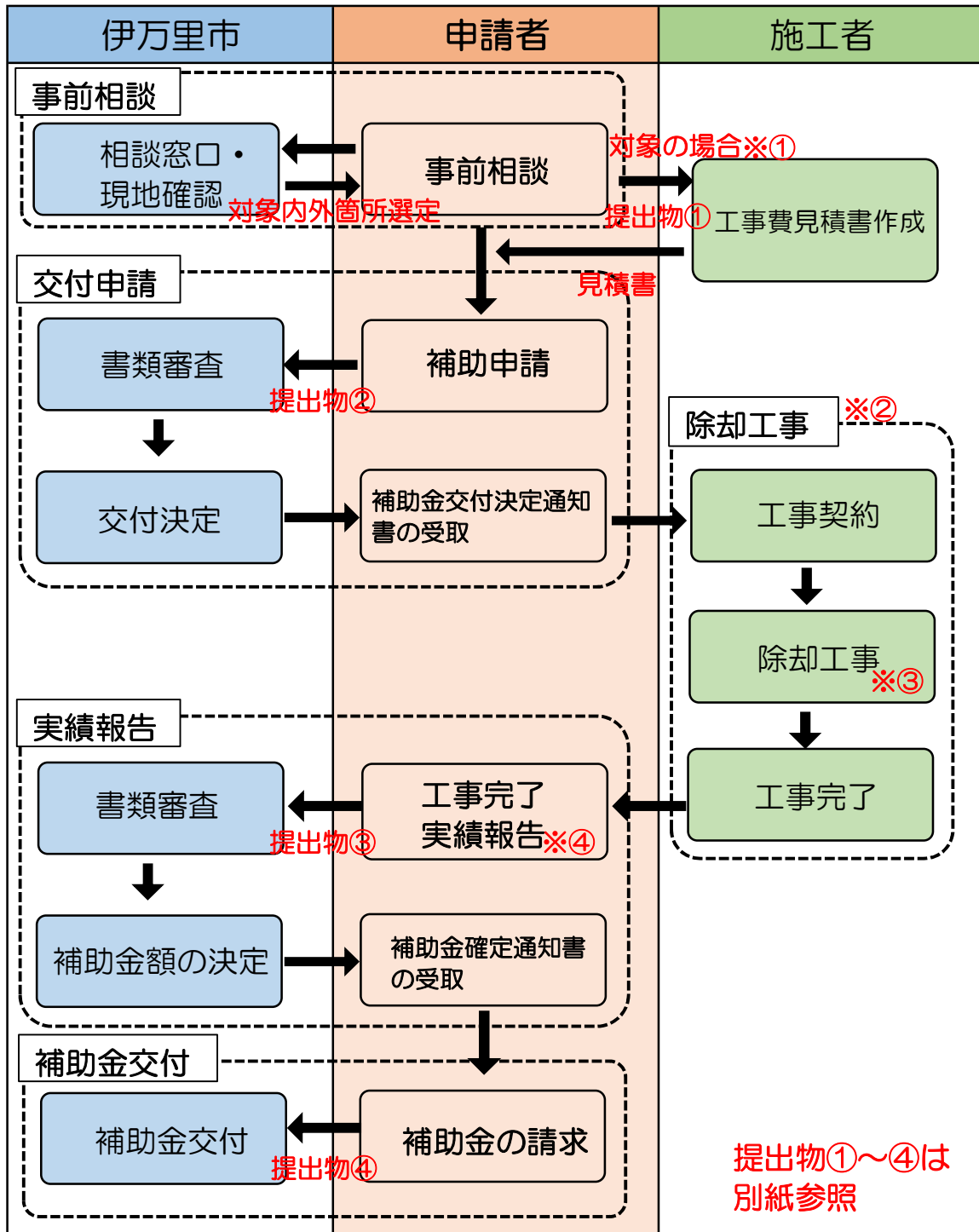


耐震改修事業（ブロック塀等除却） 手続きの流れ



【注意事項】

- ※① 伊万里市内業者と契約するよう努めてください。
- ※② 補助金交付決定通知書の交付日以前に工事等を契約した事業は補助の対象外となります。必ず事前に申請を行ってください。
- ※③ 工事の完了報告の際には、施工前・中・完了時の写真が必要です。撮り忘れ・漏れが無いようご注意ください。
- ※④ 令和7年2月末までに提出してください。

詳しくは伊万里市役所 都市政策課までご連絡ください。TEL:0955-23-2464

【提出物について】

提出物①	<p>事前相談の際に「耐震改修事業（ブロック塀等除却）手続きの流れ」及び「提出物について（本資料）」をお渡しします。施工業者と一緒に確認されて、見積書の作成を依頼してください。※①</p>
提出物②	<p>【交付申請書類一式①～⑨】</p> <p>①伊万里市耐震改修事業費補助金交付申請書（様式第1号）★</p> <p>②建築物の位置図・平面図 ⇒見積りを業者に依頼される際に、位置図（ゼンリンの写し等）も準備していただくよう依頼されるとよいかと思います。航空写真（市役所税務課窓口で発行）でも構いません。ブロック塀が小さすぎると長さ等が確認できませんのでご注意ください。</p> <p>③ブロック塀等の所有者等が分かる書類 ⇒登記事項証明書（法務局で発行）など</p> <p>④要綱第3条第2項及び第3項に該当しない旨の誓約書 ★</p> <p>⑤市税等の滞納がないことが分かる書類 ⇒伊万里市役所税務課窓口で発行できます。</p> <p>⑥設計図書 ⇒図面の提出をお願いします。見積もりを依頼される業者に依頼されるとよいかと思います。簡易的な図面（平面図・断面図）で構いません。</p> <p>⑦耐震改修事業に要する費用（工事費内訳等）が確認できる書類 ⇒業者から提出された見積りの写し</p> <p>⑧その他市長が認める書類</p> <p>⑨ブロック塀等の外観写真 ⇒補助対象となるブロック塀等の全体がわかる写真の提出をお願いします</p>
提出物③	<p>【完了実績報告書類一式①～⑤】 ※工事完了後、速やかに提出</p> <p>①完了実績報告書（様式第6号） ★</p> <p>②工事請負契約書の写し</p> <p>③耐震改修事業の施工写真（施工前・施工中・施工完了時全景） ⇒耐震改修啓発に関するのぼり旗の掲示をお願いします。施工写真内にのぼり旗掲示がわかる写真管理をお願いします。</p> <p>④耐震改修に要した費用の領収書の写し</p> <p>⑤その他市長が必要と認める書類</p>
提出物④	<p>交付請求書（様式第8号）を提出してください。 ★</p>

★：伊万里市ホームページからダウンロードできます。

※①：業者への見積依頼の際の注意事項

ブロック塀等の除却工事の中で補助対象内部分と補助対象外部分の両方を除却される場合、補助対象内部分のみの除却に関する費用の見積書が必要となりますので、補助対象内外で分けて見積書の作成依頼をお願いします。

例:ブロック塀撤去が30mで、補助対象となるブロック塀が24m
→ブロック塀24mを撤去するときにかかる費用の見積書が必要